

平成 2 9 年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験

(STC Expert / STC Legal Expert)

試験問題 (法令編)

【扱一式】

<問題1> (配点：1)

輸出管理レジームに関する説明について、正しいものを1つ選びなさい。

1. 原子力供給国グループ (NSG) は、2000年以降に北朝鮮の核実験を契機に創設され、その数年後にNSGガイドラインが制定された。
2. オーストラリア・グループ (AG) は、オーストラリアが議長国を務め、化学及び生物兵器開発・製造に使用し得る関連汎用品及び技術の輸出等の管理を通じて、化学・生物兵器の拡散を防止することを目的としている。
3. ミサイル技術管理レジーム (MTCR) は、核兵器の不拡散の観点から、核兵器の運搬手段となるミサイル及びその開発に寄与しうる関連汎用品・技術の輸出等を規制することを目的としている。現在、核兵器のみならず、生物・化学兵器を含む大量破壊兵器を運搬可能なミサイル及び関連汎用品・技術も対象とするように議論が行われている。
4. ワッセナー・アレンジメント (WA) は、法的拘束力を有する国際約束に基づく枠組であり、通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の移転に関する透明性の増大及びより責任ある管理を実現し、それらの過度の蓄積を防止することにより、地域及び国際社会の安全と安定に寄与すると共に、グローバルなテロとの闘いの一環として、テロリスト・グループ等による通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の取得を防止することを目的としている。
5. 1～4のいずれも誤りである。

<問題2> (配点：1)

外為法第48条第1項について、次の空欄（A）及び（B）にあてはまる語句の正しい組合せを1つ選びなさい。

第48条 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして
政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者
は、（A）で定めるところにより、経済産業大臣の（B）を受けなければならない。
2～3（略）

- | | |
|-----------------|----------|
| 1. A：政令 | B：許可 |
| 2. A：政令 | B：承認 |
| 3. A：経済産業省令 | B：許可 |
| 4. A：経済産業省令 | B：承認 |
| 5. A：政令及び経済産業省令 | B：許可又は承認 |

<問題3> (配点：1)

AからDのうち、正しいものは○、誤っているものは×とした場合、正しい組合せを、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にあるメーカーXの担当者が、昨日来日した中国のメーカーYの担当者に外為令別表の16の項に該当する新製品に関する技術を口頭で提供する場合は、キャッチオール規制の対象外である。したがって、中国に帰ったメーカーYの担当者に当該製品に関する技術を電話で提供する場合も、キャッチオール規制の対象外である。
- B 本邦にあるメーカーXの技術担当者は、開発中の外為令別表の9の項に該当する装置の設計図面Aが完成したので、現在中国に出張中の技術課長に報告するため、メールで設計図面Aを送付することにした。外国におけるリスト規制技術の提供であり、メーカーXは、役務取引許可を取得する必要がある。
- C 東京にある大学のX教授は、1年間の予定で米国にある大学院に留学している長男から、ロボットの開発製造に使用するので、外為令別表の2の項に該当するソフトウェアを送って欲しいと頼まれた。当該ソフトウェアは、販売店で在庫販売されているものではないので、メーカーから購入し、国際郵便で送る予定である。この場合、家族間の取引に当たり役務取引許可は不要である。
- D 横浜にあるメーカーXでは、ドイツ企業Yとの技術提携契約に基づき、同社の技術者A氏を自社の研修施設に研修生として受け入れる予定である。A氏が居住者となる6か月を経過してからリスト規制該当技術を提供するのであれば、役務取引許可は不要である。

- 1. A○ B× C× D×
- 2. A× B○ C○ D×
- 3. A× B× C○ D○
- 4. A○ B× C× D○
- 5. A× B× C× D×

<問題4> (配点：1)

次のAからDまでのうち、通常兵器キャッチオール規制に関する法令の解釈として正しいものは○、誤っているものは×とした場合、正しい組合せを、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にある貿易会社Xは、インドのメーカーYより、輸出令別表第1の16の項に該当する合金の板材10トンの引き合いをうけた。メーカーYに用途を確認したところ、戦車の部品を製造すると連絡を受けたが、輸出時までには経済産業大臣から通知（インフォーム）がなければ、貿易会社Xは輸出許可を取得する必要はない。
- B 本邦にある貿易会社Xは、イスラエルにあるY大学に輸出令別表第1の16の項に該当する炭素繊維を輸出する際、通常兵器キャッチオール規制の用途要件を満たしても、インフォーム要件を満たさなければ、輸出許可は不要である。
- C 本邦にある貿易会社Xは、国連武器禁輸国であるレバノンにある企業Yにレーダーを輸出する際、通常兵器キャッチオール規制の用途要件を満たしても、明らかガイドラインに基づくチェックを慎重に実施し、その結果「明らかなきの除外規定」が適用できれば、輸出許可は不要である。
- D 本邦にあるメーカーXは、フランスにあるメーカーYより輸出令別表第1の16の項に該当するマイコン100個の注文を受けた。その際、メーカーYからは、当該マイコンを使用して、軍用の無線機に使用すると連絡があった。この場合、通常兵器キャッチオール規制の用途要件に該当するので、メーカーXは輸出許可が必要である。

- 1. A○ B× C× D×
- 2. A○ B○ C× D×
- 3. A× B○ C○ D○
- 4. A○ B× C× D○
- 5. A× B× C× D×

<問題5> (配点：1)

AからEまでは外国から輸入された貨物を返送するために行われる輸出であるが、「特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可」の適用範囲で、正しいものは○、誤っているものは×とした場合、正しい組合せを、後記1から5までの中から1つ選びなさい。なお、輸出令別表第3の2又は同表第4に掲げる地域を経由又は仕向地とする場合でないものとする。また、包括許可要領（別表3）の条件は全て満たしているものとする。

- A 輸出令別表第1の2から15までの項の中欄に掲げる貨物の輸出であって、本邦から輸出された貨物の交換のために輸入された貨物の輸出。なお、当初の輸出時から当該貨物の性能、特性等が向上していない。
- B 輸出令別表第1の1から15までの項の中欄に掲げる貨物の輸出であって、本邦に輸入された貨物の種類が契約の内容と相違する等輸入者の予期しなかったものであるために行われる返送のための輸出。なお、輸入時から当該貨物の性能、特性等が向上していない。
- C 輸出令別表第1の2から15までの項の中欄に掲げる貨物の輸出であって、当該貨物の分析、評価等のために無償で一時的に本邦に持ち込まれた貨物の返送のために無償で行われるもののうち、その輸入の許可の日から3年以内に行われるもの。なお、輸入時から当該貨物の性能、特性等が向上していない。
- D 輸出令別表第1の2から15までの項の中欄に掲げる貨物であるか16の項の中欄に掲げる貨物であるか必ずしも明らかでないものの輸出であって、包括許可要領の別表3左欄の条件を履行する限りにおいて、包括許可要領における「返送に係る輸出」と同様の取扱をもって輸出申告を行うことができる。
- E 輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物の輸出であって、輸出令別表第3に掲げる地域から輸入された貨物の数量が契約の内容と相違する等輸入者の予期しなかったものであるために行われる返送のための輸出。なお、輸入時から当該貨物の性能、特性等が向上していない。

- 1. A○ B× C× D○ E○
- 2. A○ B○ C× D× E×
- 3. A× B○ C○ D○ E○
- 4. A○ B× C× D○ E×
- 5. A× B× C× D× E×

<問題6> (配点：1)

AからDのうち、正しいものは○、誤っているものは×とした場合、正しい組合せを、後記1から5までの中から1つ選びなさい。なお、以下のプログラムを使用する貨物は、使用技術告示第三号で定めるものではない。また、以下のプログラムは、リスト規制に該当するがソースコードは提供されないものとする。

- A 本邦にあるX社は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可により英国にあるY社に提供した使用のプログラムにバグがあったので、許可を受けた範囲を超えない機能修正を行ったプログラムを、貿易外省令第9条第2項第十四号ニ（一）により同じ顧客に提供できる。
- B 本邦にあるX社は、今年の6月に輸出令別表第1の2の項に該当する工作機械と同時に当該貨物を使用するための汎用のNCプログラム（外為令別表の2の項（2）に該当）をタイにある日系の自動車メーカーYに納入する予定である。この場合、輸出許可を取得すれば、当該NCプログラムについて、貿易外省令第9条第2項第十四号ハにより提供できる。
- C 本邦にあるX社（商社）は、自社が取得した特定包括役務取引許可により、本邦にあるY社（ソフトウェア・メーカー）から購入したプログラムをブラジル子会社に提供したが、その後、このプログラムにバグが見つかった。Y社は特別一般包括役務取引許可も特定包括役務取引許可も取得していないが、許可の範囲を超えない機能修正を行ったプログラムを、貿易外省令第9条第2項第十四号ニ（一）により、Y社から直接、ブラジル子会社に提供できる。
- D 本邦にあるX社は、輸出令別表第1の9の項に該当する貨物と同時に提供される当該貨物を使用するために特別に設計されたプログラムをタイ支店に提供する予定である。当該貨物について少額特例が適用できる場合、貿易外省令第9条第2項第十四号ハにより、当該プログラムをタイ支店に提供できる。

- 1. A○ B× C× D○
- 2. A○ B○ C○ D○
- 3. A× B○ C○ D○
- 4. A○ B× C○ D○
- 5. A× B○ C○ D×

(参考条文)

※貿易外省令第9条第2項第十四号ハ

ハ 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物(経済産業大臣が告示で定めるものを除く。)と同時に提供される当該貨物を使用するために特別に設計されたプログラムであって、いかなる形でもソースコードが提供されないものを提供する取引

※貿易外省令第9条第2項第十四号ニ

- ニ 役務取引許可を受けて提供したプログラムについて、次の(一)又は(二)に該当するプログラムを当初役務取引許可を受けた取引の相手方又は利用する者に対して提供する取引
- (一) 許可を受けた範囲を超えない機能修正を行ったもの又は機能修正を行うためのもの
 - (二) (省略)

<問題7> (配点：1)

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲内でストック販売（需要者が確定していない輸出又は利用する者が確定していない技術の提供）を行う場合の適用条件について、AからDのうち、正しいものは○、誤っているものは×とした場合、正しい組合せを、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A スtock販売先が輸出令別表第3に掲げる地域の代理店の場合、需要者又は利用する者として予定される者等について確認を行い、かつ輸出令別表第3に掲げる地域以外の第三国にて転売される予定がないことの確認が必要である。
- B スtock販売先がアイスランドにある自社の100%子会社の場合、需要者又は利用する者として予定される者等について確認を行い、かつ特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用することができない第三国にて転売される予定がないことの確認は不要である。
- C スtock販売先が国際的な輸出管理レジームに参加しているトルコの代理店の場合、需要者又は利用する者として予定される者等について確認を行い、かつ特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用することができない第三国にて転売される予定がないことの確認が必要である。
- D スtock販売先が輸出令別表第3に掲げる地域の代理店の場合、需要者又は利用する者として予定される者等について確認を行い、かつ特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用することができない第三国にて転売される予定がないことの確認は不要である。

- 1. A× B× C× D○
- 2. A○ B○ C○ D×
- 3. A× B× C○ D○
- 4. A○ B× C× D○
- 5. A× B○ C○ D×

<問題 8> (配点：1)

本邦にあるメーカーXは、インドの化粧品メーカーYから輸出令別表第1の3の項(1)に該当するトリエタノールアミンの溶液 α の注文(価額90万円)を受けたので、輸出令別表第1の3の項(2)に該当する貯蔵容器 β (初期製造時の市場価格は1,000万円)に入れて輸出する予定である。貯蔵容器 β は、メーカーYに当該溶液 α を引渡しした後、本邦のメーカーXに戻される。この場合のメーカーXの対応について、以下の中から、正しいものを1つ選びなさい。

1. メーカーXは、溶液 α について貯蔵容器 β の初期製造時の市場価格が1,000万円であるため、運用通達の10%ルールが適用できるので、輸出許可は不要である。貯蔵容器 β について、輸出許可を取得する必要がある。
2. メーカーXは、溶液 α について貯蔵容器 β の初期製造時の市場価格が1,000万円であるため、運用通達の10%ルールが適用できるので、輸出許可は不要である。貯蔵容器 β について、無償告示が適用できるので輸出許可の取得は不要である。
3. メーカーXは、溶液 α について貯蔵容器 β の初期製造時の市場価格が1,000万円であっても、運用通達の10%ルールは適用できないが、価額が90万円なので、少額特例が適用できる。貯蔵容器 β については、輸出許可の取得が必要である。
4. メーカーXは、溶液 α について貯蔵容器 β の初期製造時の市場価格が1,000万円であっても、運用通達の10%ルールは適用できないので、輸出許可が必要である。貯蔵容器 β についても、輸出許可の取得が必要である。
5. メーカーXは、溶液 α について貯蔵容器 β の初期製造時の市場価格が1,000万円であっても、運用通達の10%ルールは適用できないので、輸出許可が必要である。貯蔵容器 β については、無償告示が適用できるので輸出許可の取得は不要である。

<問題9> (配点：1)

AからDのうち、正しい説明には○、誤っている説明には×を付した場合の正しい組合せを、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にある貿易会社Xの台湾現地法人の営業部長は、アメリカにあるメーカーYから、輸出令別表第1の1の項に該当する産業用銃を購入し、イスラエルにある建設会社Zに売却する予定である。当該産業用銃は、メーカーYから、イスラエルにある建設会社Zに直接輸出される。この場合、貿易会社Xは、仲介貿易取引許可について、許可申請をする必要がある。
- B 本邦にある貿易会社Xのパリ支店は、ドイツにあるメーカーYから、輸出令別表第1の1の項に該当する産業用銃を購入し、ベルギーにある建設会社Zに売却する予定である。当該産業用銃は、メーカーYのソウルにある倉庫から出荷され、ベルギーにある建設会社Zに直接輸出される。この場合、貿易会社Xは、仲介貿易取引許可について、許可申請をする必要がある。
- C 米国にある貿易会社Xの営業部長は、日本滞在中に英国にあるメーカーYから、輸出令別表第1の1の項に該当する産業用銃を安く購入できたので、タイにある建設会社Zに売却する予定である。当該産業用銃は、メーカーYから出荷され、タイにある建設会社Zに直接輸出される。この場合、貿易会社Xは仲介貿易取引許可について、許可申請をする必要がある。
- D 本邦にある貿易会社Xのパリ支店は、ドイツにあるメーカーYから、外為令別表の7の項に該当するソフトウェアを購入し、英国にある防衛関連メーカーZに売却する予定である。当該ソフトウェアは、貿易外省令第9条第2項第十四号イの市販プログラム特例が適用できるが、大量破壊兵器の開発に用いられる場合、貿易会社Xは、外為法第25条第1項の外国間等技術取引について、許可申請をする必要がある。

- 1. A○ B○ C○ D×
- 2. A× B× C○ D○
- 3. A○ B× C× D×
- 4. A× B○ C× D×
- 5. A× B○ C○ D×

<問題10> (配点：1)

以下のAからEのうち、外為法第69条の6の罰金について、下線部分が誤っている組合せを、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 外為令別表の2の項(1)に該当する製造技術(価格100万円)を無許可取引した場合の罰金は、1,000万円以下である。
- B 輸出令別表第1の6の項(1)に該当する貨物(価格120万円)を無許可輸出した場合の罰金は、700万円以下である。
- C 輸出令別表第1の1の項(11)に該当する軍用ヘルメット(価格20万円)を無許可輸出した場合の罰金は、2,000万円以下である。
- D 輸出令別表第1の9の項(1)に該当し、かつ、告示貨物に該当する貨物(価格150万円)を無許可輸出した場合の罰金は、1,000万円以下である。
- E 輸出令別表第1の4の項に該当する貨物(価格10万円)を無許可輸出した場合の罰金は、3,000万円以下である。

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・D
- 4. D・E
- 5. E・A

(参照条文)

※輸出令第14条

第14条 法第69条の6第2項第二号に規定する政令で定める貨物は、別表第1の1の項((5)、(6)及び(10)から(12)までを除く。)及び同表の2から4までの項の中欄に掲げる貨物(核兵器等を除く。)とする。

※外為令第27条第2項

第27条

2 法第69条の6第2項第一号に規定する政令で定める技術は、別表の1から4までの項の中欄に掲げる技術(輸出貿易管理令別表第1の1の項(5)、(6)及び(10)から(12)までに掲げる貨物並びに核兵器等の設計、製造又は使用に係る技術を除く。)とする。

<問題 1 1> (配点：1)

次のAからEまでのうち、該非判定を確認するには、どの国際輸出管理レジームの英文を参考にスペックを確認したら良いか、正しい組合せを、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にある貿易会社Xは、台湾にあるメーカーYより、外為令別表の14の項に関連する技術 α を購入し、海外で販売する予定である。この場合、外為令別表の14の項は、ミサイル技術管理レジーム(MTCR)の規制なので、同サイトにある英文で事前にメーカーYにスペックを確認する。
- B 本邦にある貿易会社Xは、台湾にあるメーカーYより、外為令別表の9の項に関連する暗号技術 α を購入し、海外で販売する予定である。この場合、外為令別表の9の項は、ワッセナー・アレンジメント(WA)の規制なので、同サイトにあるCategory 5-Part 2 Information Securityの英文で事前にメーカーYにスペックを確認する。
- C 本邦にある貿易会社Xは、台湾にあるメーカーYより、輸出令別表第1の5の項に関連する貨物 α を購入し、海外で販売する予定である。この場合、輸出令別表第1の5の項は、ワッセナー・アレンジメント(WA)の規制なので、同サイトにある Category 2 Materials Processingの英文で事前にメーカーYにスペックを確認する。
- D 本邦にある貿易会社Xは、台湾にあるメーカーYより、輸出令別表第1の3の項に関連する貨物 α を購入し、海外で販売する予定である。この場合、輸出令別表第1の3の項は、オーストラリア・グループ(AG)の規制なので、同サイトにある英文で事前にメーカーYにスペックを確認する。
- E 本邦にある貿易会社Xは、台湾にあるメーカーYより、提出書類通達の別表2の付表で規定する技術(以下、「付表技術」という。)に該当する技術 α を購入し、海外で販売する予定である。この場合、付表技術は、ワッセナー・アレンジメント(WA)の規制なので、同サイトにあるSensitive Listの英文で事前にメーカーYにスペックを確認する。

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・D
- 4. D・E
- 5. E・A

<問題12> (配点：1)

本邦にある貿易会社Xの代表取締役社長と営業部長は、営業目標を達成するために、共謀して輸出令別表第1の3の項に該当するポンプ（価格10万円）を平成30年1月に1度、中国向けに無許可輸出した。この場合、貿易会社Xが、外為法第72条第1項の違反に問われた場合の罰金の上限について、正しいものを1つ選びなさい

1. 50万円
2. 1,000万円
3. 700万円
4. 3,000万円
5. 10億円

<問題13> (配点：1)

外為法第55条の10の規定に関して、AからDのうち、正しいものは○、誤っているものは×とした場合、正しい組合せを、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 外為法第55条の10第1項中の「経済産業省令」とは、「輸出者等遵守基準を定める省令」(遵守基準省令)のことである。
- B 外為法第55条の10第3項中の「経済産業省令」とは、「特定重要貨物等を定める省令」である。
- C 外為法第55条の10第3項の「特定重要貨物等」とは、外為令別表の1から15までの項の中欄に掲げる技術及び輸出令別表第1の1から15までの項の中欄に掲げる貨物のことである。
- D 外為法第55条の10第1項中の「輸出者等遵守基準」と「外為法等遵守事項」の規定内容は、全く同じ内容である。

- 1. A× B× C× D○
- 2. A○ B○ C○ D×
- 3. A× B○ C○ D×
- 4. A○ B× C× D○
- 5. A○ B○ C○ D○

(参考条文)

※外為法第55条の10

(輸出者等遵守基準)

第55条の10 経済産業大臣は、経済産業省令で、第25条第1項に規定する取引又は第48条第1項に規定する輸出(以下「輸出等」という。)を業として行う者(以下「輸出者等」という。)が輸出等を行うに当たつて遵守すべき基準(以下「輸出者等遵守基準」という。)を定めなければならない。

- 2 輸出者等遵守基準は、第25条第1項に規定する取引によつて提供しようとする特定技術又は第48条第1項の特定の地域を仕向地として輸出をしようとする同項の特定の種類の貨物が特定重要貨物等に該当するかどうかの確認に関する事項その他当該取引又は輸出を行うに当たつて遵守すべき事項について定めるものとする。
- 3 前項の「特定重要貨物等」とは、特定技術又は第48条第1項の特定の種類の貨物であつて、その特定国における提供若しくは特定国の非居住者への提供又はその同項の特定の地域を仕向地とする輸出が国際的な平和及び安全の維持を特に妨げることとなると認められるものとして経済産業省令で定めるものをいう。
- 4 輸出者等は、輸出者等遵守基準に従い、輸出等を行わなければならない。

<問題14> (配点：1)

特定包括許可に関し、変更が生じたとき又は変更しようとするときに新たに許可の申請を行い、経済産業大臣の許可を受けなければならない事由とされているものはどれか。
誤っているものを1つ選びなさい。

1. 申請者の名称
2. 買主の名称
3. 荷受人の名称
4. 需要者の名称
5. 法人の代表者名

<問題15> (配点：1)

AからEのうち、下線部分が誤っている組合せを、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 仲介貿易取引許可の申請は、経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課に行う。
- B 仲介貿易取引許可の根拠条文は、外為法第25条第4項である。
- C 仲介貿易運用通達には、香港及びマカオは中華人民共和国として扱うと規定されている。
- D 仲介貿易取引許可の申請者は、仲介貿易取引を行おうとする居住者本人である。
- E 仲介貿易取引許可も外為法第25条第1項に基づく「外国間等技術取引」も、外国相互間の「売買、貸借又は贈与に関する取引」のみを規制対象としている。

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・D
- 4. D・E
- 5. E・A

<問題16> (配点：1)

本邦にあるメーカーXは、輸出令別表第1の9の項(1)に該当する新型の無線通信機1台をアルゼンチンへ輸出する契約を結んだ。当該無線通信機は告示貨物であり、1台90万円である。需要者はアルゼンチンの大学で、民生用途である。なお、メーカーXは、一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を取得している。AからEのうち、正しいものは○、誤っているものは×とした場合の正しい組合せを、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A この場合、総価額が5万円以下であれば少額特例を適用できる。しかし、総価額は5万円を超えるので、少額特例を適用できない。
- B この契約が、無償の贈与契約の場合であれば総価額は0円になるので、少額特例が適用できる。
- C この場合、総価額が100万円以下であれば少額特例を適用できる。したがって、総価額は90万円であるので、少額特例を適用できる。
- D この場合、仕向地がアルゼンチンであるので、総価額がいくらであっても、輸出令第4条第1項第三号のイ(その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。)、ロ(その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。)及びニ(その貨物が輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。)のいずれの場合にも該当しないときでなければ、少額特例を適用できない。
- E この場合、仕向地がアルゼンチンであり、かつ、民生用途であれば、告示貨物であっても、一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を適用することができる。

- 1. A○ B× C○ D× E○
- 2. A○ B○ C× D○ E×
- 3. A○ B× C× D× E○
- 4. A× B○ C○ D○ E×
- 5. A× B× C× D× E○

<問題17> (配点：1)

遵守基準省令について、AからDのうち、正しいものは○、誤っているものは×とした場合の正しい組合せを、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にあるメーカーXは、輸出令別表第1の16の項に該当する集積回路を3ヶ月毎にマレーシアに輸出している。したがって、遵守基準省令により「該非確認責任者」を選任する法的義務がある。
- B 本邦にあるメーカーXは、輸出令別表第1の7の項に該当する集積回路を毎日、インドに輸出している。この場合、遵守基準省令により同一の者を「該非確認責任者」及び「統括責任者」に選任することができる。
- C 本邦にあるメーカーXは、輸出令別表第1の7の項に該当する集積回路を毎年3回、フィリピンに輸出している。したがって、遵守基準省令により、研修を定期的を実施する法的義務がある。
- D 本邦にあるメーカーXは、輸出令別表第1の16の項に該当する集積回路を毎日、中国に輸出している。遵守基準省令により、メーカーXは、輸出業務に従事しない者を含む全社員に対し、「最新の法及び法に基づく命令の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行う」法的義務がある。

- 1. A○ B○ C○ D×
- 2. A○ B○ C× D×
- 3. A○ B× C× D×
- 4. A× B○ C○ D○
- 5. A× B× C× D×

<問題18> (配点：1)

貿易外省令第9条第2項に係る特例（以下、「当該特例」という。）に関し、AからDのうち、正しいものは○、誤っているものは×とした場合の正しい組合せを、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 不特定多数の者が制限なく無償でアクセスできる米国のサイトに外為令別表の1の項の中欄に掲げる技術が掲載されていた。本邦にあるメーカーXは、その技術をダウンロードして、イスラエル軍の研究所に提供することにした。この場合、当該特例が適用できるので、メーカーXは、役務取引許可は不要である。
- B カナダの有力顧客が本邦にあるメーカーXの生産工場を見学したいと言ってきた。一般に開放している見学コースではなく、その有力顧客向けの特別な見学コースを設定して見学させることにした。当該見学コースは外為令別表の9の項に該当する集積回路の製造技術ラインであるが、この場合、当該特例が適用できるので、メーカーXは、役務取引許可は不要である。
- C 本邦にあるメーカーXは、外為令別表の7の項に該当するプログラムであって、ソースコードがWEBで公開されているものをオブジェクトコード(機械語)に変換して、シンガポールの顧客に電子メールで送信することにした。この場合、当該特例が適用できるので、メーカーXは、役務取引許可は不要である。
- D 本邦にある大学のX教授は、フランスで学会があるため、その発表用資料（外為令別表の5の項の中欄に掲げる技術を含む。）をフランスにある学会事務局へ送付することとした。その学会は参加費が20ユーロで、出席するには事前に登録する必要があるものの、この登録は誰でもできるシステムとなっている。学会の参加者には、外国ユーザーリストに掲載されている中国の大学の研究者がいたとしても、この場合、当該特例が適用できるので、役務取引許可は不要である。

- 1. A○ B○ C○ D×
- 2. A○ B× C○ D○
- 3. A○ B× C× D○
- 4. A× B× C○ D○
- 5. A× B○ C× D×

<問題19> (配点：1)

米国輸出管理規則(EAR)禁輸・特別規制及びテロ支援国規制に関する記述として、AからEのうち、正しいものの組合せを、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A キューバは、オバマ政権時代にテロ支援国指定から除外されたが、トランプ政権において、キューバ規制厳格化方針が出され、テロ支援国に再指定されたので、EAR99の品目を日本からキューバ向けに再輸出する場合、原則として、許可を要する。
- B イランはテロ支援国に指定されているので、EAR99の品目を日本からイラン向けに再輸出する場合、原則として、許可を要する。
- C 日本からイラン向けに再輸出する場合は、EARが規定する許可例外を適用できる場合は一切ない。
- D クリミア地域は、テロ支援国に指定されていないが、EAR99の品目を日本からクリミア地域向けに再輸出する場合は、原則として、許可を要する。
- E 北朝鮮は、EAR上はテロ支援国に指定されているが、国務省のテロ支援国指定からは除外されているので、EAR99の品目を日本から北朝鮮向けに再輸出する場合、原則として、許可を要しない。

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・D
- 4. D・E
- 5. E・A

<問題20> (配点：1)

米国輸出管理規則(EAR)の「規制品目リスト(CCL: Commerce Control List)」に関する記述として、AからEのうち、正しいものは○、誤っているものは×とした場合の正しい組合せを、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A EARの「規制品目リスト」には、従来国務省が規制していた武器品目のうち機微度の低い武器品目も規制されており、これらの品目は500番台の品目と言われている。
- B EARの「規制品目リスト」では、各カテゴリーの末尾にEAR99という表示があるが、このEAR99は規制品目番号(ECCN)で規制されている品目に該当しない品目に割り当てられている番号である。
- C EARの「規制品目リスト」は、全体がカテゴリー番号「0」から「9」の10分類に分けて規定されており、更に各カテゴリーはAからEの5つの装置、ソフトウェア、技術等のような形態に分かれている。
- D EARの「規制品目リスト」では、規制品目番号の3桁目(左から3つ目)の数字の1～3はNSG等の大量破壊兵器に関する国際レジームの規制に由来していることを示している。例えば規制品目番号の3桁目が「2」であれば、Nuclear Nonproliferation reasonsに基づく規制品目である。
- E EARの「規制品目リスト」には、許可例外LVS、GBS、TSU等の適用可否が記載されている。

- 1. A○ B× C○ D× E○
- 2. A× B○ C○ D× E○
- 3. A× B○ C○ D○ E×
- 4. A○ B○ C× D○ E○
- 5. A○ B○ C○ D○ E×

【選択式】

<問題 2 1> (配点：2)

輸出令別表第 1 の 1 の項に該当する貨物の輸出や外為令別表の 1 の項に該当する技術の提供に関連する以下の記述のうち、正しいものを全て選びなさい。

1. 輸出令別表第 1 の 1 の項の中欄に掲げる貨物の輸出許可は、全て経済産業省安全保障貿易審査課に申請する。
2. 貿易外省令第 9 条第 2 項第九号では、公知の技術を提供する行為が許可不要の取引とされているが、貿易外省令第 9 条第 2 項柱書で、「外為令別表の 1 の項の中欄に掲げる技術については、この限りでない」と規定されているので、外為令別表の 1 の項の中欄に掲げる技術の提供をする場合には、同号を適用することはできない。
3. 輸出令第 4 条第 1 項第二号ホでは、「無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの」が許可不要の輸出とされているが、輸出令第 4 条第 1 項柱書で、「別表第 1 の 1 の項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない」と規定されているので、輸出令別表第 1 の 1 の項の中欄に掲げる貨物の輸出をする場合、同号を適用することはできない。
4. 輸出令第 1 2 条は、政府機関の行為が規定されている。政府機関が貨物の輸出を行う場合は、「この政令の規定は、適用しない」と規定されているので、輸出令別表第 1 の 1 の項の中欄に掲げる貨物を防衛大臣が輸出する場合、許可は不要である。
5. 輸出令別表第 1 の 1 の項の中欄に掲げる貨物を日本国内に所在する在日米軍基地に納入する場合、米軍向けの納入は米国への貨物の輸出に当たり、輸出許可が必要である。

<問題 2 2> (配点：2)

日本国内に所在するX社（居住者）は、アメリカに所在するY社（非居住者）から製品αの製造依頼を受け、Y社から製品αの製造に関する詳細な図面などの技術情報（以下、図面等という）を受け取った。以下の記述のうち、正しいものを全て選びなさい。なお、製品αは輸出令別表第1の1から15の項に非該当（リスト規制非該当）の貨物で、プログラムを含め技術は一切含まないものとする。

1. X社は自社で製造しないことに決定し、その旨、Y社に通知した。製品αの図面等はX社内で破棄した。この場合、X社はY社に何ら技術の提供をしていないので、外為令別表の1から15の項（リスト規制）に当たるかの該非判定をするまでもなく、許可不要である。
2. X社は自社で製造しないことに決定し、Y社に製品αの図面等をそのまま返却した。この場合、X社はY社に何ら技術の提供をしていないので、外為令別表の1から15の項（リスト規制）に当たるかの該非判定をするまでもなく、許可不要である。
3. X社は自社で製造することに決定し、その旨、Y社に通知し、製品αをY社に納入した。この場合、X社はY社に何ら技術の提供をしていないので、外為令別表の1から15の項（リスト規制）に当たるかの該非判定をするまでもなく、許可不要である。
4. X社は自社で製造することに決定したが、製造方法はY社が送付した図面等にこだわらず、X社に任せると言われたので、X社は製造方法に独自の改良を施し、製品αのみをY社に納入した。この場合、X社はY社に結果的には製品αを通じて技術の提供をしたと言えるので、外為令別表の1から15の項（リスト規制）に当たる技術であるかの該非判定をした上で、許可の可否を決定する必要がある。
5. X社は自社で製造することに決定したが、製造方法は改良が可能であると判断し、Y社から受け取った図面等に加筆、修正した改良提案の図面等をY社に送付した。この場合、X社はY社に技術の提供をしているので、外為令別表の1から15の項（リスト規制）に当たる技術であるかの該非判定をした上で、許可の可否を決定する必要がある。

<問題 2 3 > (配点： 2)

事前相談手続通達に明記されている相談対象について、正しい説明を全て選びなさい。

1. 輸出令別表第 1 の 3 の 2 の項 (1) の中欄に掲げる貨物に該当するおそれのある貨物の輸出に先立ち該当非該当の疑義が生じた場合 (一般相談案件を除く)
2. 輸出令別表第 3 の 2 に掲げる地域を仕向地とする場合において輸出許可申請に先立ち相談を希望する場合 (一般相談案件を除く)
3. 一般相談案件の場合
4. 輸出令別表第 4 に掲げる地域を仕向地とする場合において輸出許可申請に先立ち相談を希望する場合 (一般相談案件を除く)
5. 輸出令別表第 1 の 1 6 の項の中欄に掲げる貨物に該当するおそれのある貨物の輸出に先立ち該当非該当の疑義が生じた場合 (一般相談案件を除く)

<問題 2 4 > (配点：2)

以下の記述のうち、下線部分が正しいものを全て選びなさい。

1. 輸出管理内部規程を新規に経済産業省に届け出る場合、輸出管理内部規程には、外為法等遵守事項を全て含む必要はない。
2. 外為法第6章の3の輸出者等遵守基準が施行されたことに伴い、外為法第55条の10第1項でいう輸出者等は、輸出管理内部規程を新規に経済産業省に届け出る法的義務がある。
3. 外為法等遵守事項における輸出関連書類等とは、輸出等の業務に関する文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をいう。
4. 外為法等遵守事項では、通関時の事故が発生した場合には、輸出管理部門に報告することとされている。
5. 輸出管理内部規程を新規に経済産業省に届け出る場合、「輸出者等概要・自己管理チェックリスト」の提出は不要である。

<問題 25> (配点：2)

米国輸出管理規則(EAR)のみなし輸出・再輸出規制(Deemed Export / Reexport Control)に関する記述として、正しいものを全て選びなさい。

1. 日本の永住権を持たないシンガポール国籍の男性を、名古屋の企業が採用を計画している。その男性は就職後は居住者にあたるので、EAR規制対象の技術を提供して業務にあたらせても米政府の許可は必要ないと考えている。
2. 日本で設計・開発した技術を、米国子会社に送りダウンロードさせている。日本から送信する際には役務取引許可は不要であった。米子会社ではロシア国籍を持つ従業員にもこの技術を取り扱わせているが、日本で開発した技術なのでEARのみなし輸出にはあたらないと考え、米国政府の許可の要否は確認していない。
3. 日本の研究所に勤務するパキスタン国籍の従業員に、米国から導入した技術を開示・提供する場合、米政府の再輸出許可が必要となるとは限らない。
4. 大阪に在る当社工場において、日本の永住権を有しないエジプト国籍保有者に、米国から購入したソフトウェアを使用させてタブレット端末で業務を行わせたい。この場合、当該ソフトウェアのみなし再輸出となり、EARの許可取得が必要になる場合がある。
5. 米国にある子会社から通信機器の製造技術を導入した。東京のオフィスでは、製造展開の為にタイ国籍を保有する女性(日本の永住権は無い)に対してもこの技術を提供する事としているが、EAR規制対象技術のみなし再輸出として許可取得が必要になると判断して米商務省に許可申請する事としている。

◆問題文中の法令の略称と正式名称及び関連用語

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貿易外省令	貿易関係貿易外取引等に関する省令
遵守基準省令	輸出者等遵守基準を定める省令
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
使用技術告示	貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物
外為法等遵守事項	「輸出管理内部規程の届出等について」の(別紙1)で規定されている。
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
提出書類通達	輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について
包括許可要領	包括許可取扱要領
キャッチオール規制通達	大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について
10%ルール	貨物については、運用通達1-1(7)(イ)に規定されている。役務については、役務通達2(6)に規定されている。
少額特例	輸出令第4条第1項第四号に規定されている。
告示貨物	輸出令別表第3の3で規定されている経済産業大臣が告示で定めた貨物をいう。
事前相談手続通達	特定貨物の輸出・役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可申請に係る事前相談及び一般相談について(お知らせ)
輸出令別表第3	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国
輸出令別表第3の2	アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、エリトリア、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダン
リスト規制	国際的な合意等に基づき、通常兵器や大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの高いもの、具体的には輸出令別表第1(外為令別表)の1から1

	5の項で規制されている貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合、経済産業大臣の許可が必要となる制度。機能・仕様（スペック）に着目した規制。
キャッチオール規制	大量破壊兵器キャッチオール規制と通常兵器キャッチオール規制の両方の概念を含む総称。需要者及び用途に着目した規制。リスト規制を補完するという意味で、補完的輸出規制ともいう。
明らかガイドライン	キャッチオール規制通達の1（6）にある「輸出者等が「明らかなき」を判断するためのガイドライン」をいう。